

社会福祉法人同仁会就業規則新旧対象表(案)

現 行	改 正 後																																		
<p>社会福祉法人同仁会就業規則</p>	<p>社会福祉法人同仁会就業規則</p>																																		
<p>第3条</p> <p>3 前項に規定する職員のうち週30時間以上勤務する者の職層は次のとおりとする。</p>	<p>第3条</p> <p>3 前項に規定する職員のうち週30時間以上勤務する者の職層は次のとおりとする。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職層名</th> <th>職 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参 事</td> <td>法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td>法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括する。</td> </tr> <tr> <td>参事補</td> <td>法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を補佐する。</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>企画員の指導を行うとともに、担当業務を行う。</td> </tr> <tr> <td>企画員</td> <td>企画研修員及び研修員の指導を行うとともに、担当業務を行う。</td> </tr> <tr> <td>企画研修員</td> <td>企画員への候補者として上司の指導を受け、与えられた課題を研修するとともに、担当業務を行う。</td> </tr> <tr> <td>研修員</td> <td>担当業務を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	職層名	職 務 内 容	参 事	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括する。	副参事	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括する。	参事補	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を補佐する。	主 査	企画員の指導を行うとともに、担当業務を行う。	企画員	企画研修員及び研修員の指導を行うとともに、担当業務を行う。	企画研修員	企画員への候補者として上司の指導を受け、与えられた課題を研修するとともに、担当業務を行う。	研修員	担当業務を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職層名</th> <th>職 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参 事</td> <td>法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td>所管する施設の管理運営を総括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>参事補</td> <td>所管する施設の管理運営を補佐する。</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>特に命じられた困難な事項を処理する。</td> </tr> <tr> <td>副主査</td> <td>特に命じられた事項を処理する。</td> </tr> <tr> <td>企画員</td> <td>分担業務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>企画研修員</td> <td>企画員への候補者として上司の指導を受け、与えられた課題を研修するとともに、担当業務を行う。</td> </tr> <tr> <td>研修員</td> <td>担当業務を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	職層名	職 務 内 容	参 事	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括し、所属職員を指揮監督する。	副参事	所管する施設の管理運営を総括し、所属職員を指揮監督する。	参事補	所管する施設の管理運営を補佐する。	主 査	特に命じられた困難な事項を処理する。	副主査	特に命じられた事項を処理する。	企画員	分担業務を処理する。	企画研修員	企画員への候補者として上司の指導を受け、与えられた課題を研修するとともに、担当業務を行う。	研修員	担当業務を行う。
職層名	職 務 内 容																																		
参 事	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括する。																																		
副参事	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括する。																																		
参事補	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を補佐する。																																		
主 査	企画員の指導を行うとともに、担当業務を行う。																																		
企画員	企画研修員及び研修員の指導を行うとともに、担当業務を行う。																																		
企画研修員	企画員への候補者として上司の指導を受け、与えられた課題を研修するとともに、担当業務を行う。																																		
研修員	担当業務を行う。																																		
職層名	職 務 内 容																																		
参 事	法人の経営に参画するとともに、所管する施設の管理運営を総括し、所属職員を指揮監督する。																																		
副参事	所管する施設の管理運営を総括し、所属職員を指揮監督する。																																		
参事補	所管する施設の管理運営を補佐する。																																		
主 査	特に命じられた困難な事項を処理する。																																		
副主査	特に命じられた事項を処理する。																																		
企画員	分担業務を処理する。																																		
企画研修員	企画員への候補者として上司の指導を受け、与えられた課題を研修するとともに、担当業務を行う。																																		
研修員	担当業務を行う。																																		
	<p>付 則</p> <p>この規則は、平成29年5月27日から施行する。</p>																																		